

地域班連絡会議の開催基準

改正 平成30年12月19日墨シ規程第14号

(目的)

第1条 地域班連絡会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる事項に関し、地域班の会員同士がそれぞれ意見交換等を行うことにより、会員相互の意思疎通と親睦を図り、併せて公益社団法人墨田区シルバー人材センター(以下「センター」という。)の運営の向上に資することを目的とする。

- (1) センターの懸案事項等に関する意見交換
- (2) 就業上の情報の共有
- (3) センター等の伝達事項の確認
- (4) 会員相互の交流
- (5) 会員としての意識の向上
- (6) その他会議の運営上必要な事項

(開催)

第2条 地域班の班長(以下「班長」という。)は、年1回、会議を開催するものとする。

2 班長は、前項の会議のほか、必要に応じ、会議を開催することができる。この場合においては、当該地域班の会員数の過半数を超える者の出席がなければならない。

3 班長は、会議を開催しようとするときは、事前にセンター事務局(以下「事務局」という。)に申請書(別紙1)を提出し、その了承を得るものとし、各会員への開催通知は班長が行うものとする。

(費用)

第3条 会議の開催に必要な会場の使用料等の経費については、班長が会議申請の際、事務局へ申請し、当該申請に基づき支給する。

(報告等)

第4条 班長は、会議の実施結果について会議終了後、事務局へ報告書(別紙2)により報告し、併せて会議に要した費用の清算をする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年12月19日から施行する。